

▶ 実施要領 ◀

○意見を募集しようとする資料

- (1)安平町まちづくり基本条例（案）
- (2)安平町町民参画推進条例（案）
- (3)安平町町民自治推進委員会条例（案）
- (4)安平町住民投票条例（案）
- (5)安平町議会基本条例（案）

○意見の提出方法及び場所

(1)～(4)の場合

- ①備付及び任意書面の場合：総務課総務グループ（早来庁舎）、健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）まで提出してください。
（郵送：〒059 - 1595 安平町早来大町 95 安平町役場総務課総務グループ）
- ②ファクシミリの場合：提案書を総務課（FAX② 2026）まで送信してください。
- ③電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により総務課へ送信してください。
（送信先 bunken@town.abira.lg.jp）

(5)の場合

- ①備付及び任意書面の場合：町議会事務局（追分庁舎）、住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）まで提出してください。
（郵送：〒059 - 1911 安平町追分本町 6 丁目 54 安平町議会事務局）
- ②ファクシミリの場合：提案書を安平町議会事務局（FAX⑤ 3203）まで送信してください。
- ③電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により町議会事務局へ送信してください。
（送信先 gikai-soumu@town.abira.lg.jp）

○共通事項

町ホームページの場合：「パブリックコメント」を開いて、その要領にてご意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話でのご意見は受付しませんのでご了承ください。

○意見募集期間

10月7日（月）～11月6日（水）

○提案対象者

町内に住所を有する高校生以上の方

○意見集約による公表及び意見に対する応答

- ①集約した皆様のご意見と町の考え方等を、町ホームページで公表します。
- ②総務課、企画財政課、健康福祉課住民サービスグループにおいて、上記と同様に公表します。
（安平町議会基本条例については、町議会事務局及び住民生活課住民サービスグループ）

※必要に応じて、ご提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等をご説明します。

○その他

ご提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、お名前・ご住所・ご連絡先を必ずご記入ください。

※左記の資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。また、資料及び提案書等は総務課（早来庁舎）及び健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、総務課総務グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。
※議会基本条例案については、町議会事務局（追分庁舎）及び住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）に用意していません。なお、お問い合わせは町議会事務局までお願いします。

例、外郭団体条例、以上の条例制定に向けて検討されますことを提言します。また、まちづくり基本条例の制定に伴い、行政手続条例情報公開条例、個人情報保護条例、環境基本条例、緑化条例の精査を要請します。

【回答】
貴重なご意見ありがとうございます。ご意見を参考にしながら、法制上の基本原則をもとに、条例案の理念を変えずに条文を全体的に簡潔に整理させていただきます。関連する条例等については、町民参画推進条例・町民自治推進委員会条例・住民投票条例を、基本条例と同時に提案できるように準備を進めるとともに、その他の関連する条例等の検討についても随時行っていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。